

ネクストトクシマプロモーション業務 仕様書

1 業務名

ネクストトクシマプロモーション業務

2 事業の目的

本県では、徳島県の認知向上及び来訪者の増加を目的に、首都圏を中心とした観光プロモーション「徳島で休んでく？」を令和7年度に実施した。当該事業では、プロモーションの核となるコンセプト「徳島で休んでく？」の策定、阿波とくしま観光大使を活用したキービジュアル及びプロモーションの作成、広告媒体を活用したプロモーションを強力に推進した。

今回募集する事業では、「徳島で休んでく？」の事業コンセプトを踏襲した上で、より細やかな観光情報の発信を中心に、「自然」「食」「歴史・文化」など関連する情報も包括的に発信し、徳島県の魅力度向上に資することを目的とする。

3 業務予定期間

契約締結日から令和9年3月31日(水)

4 予算上限額

300,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

5 本事業の位置づけ

本事業は、徳島の魅力を全国に伝えるため、首都圏、関西圏を中心としたプロモーションを実施するものであり、「徳島新未来創生総合計画」に定める3つのミッション「安心度UP」「魅力度UP」「透明度UP」に寄与する内容であることを求める。事業実施にあたっては、特に「魅力度UP」に係る指標を理解した上で進めていくことが望ましく、一過性のプロモーションとならないよう留意すること。

6 事業実施にあたり特に留意する点

本事業は、徳島県における「観光入込客数の増加」、「移住者の増加」、「特産品などの需要増加」につなげるため、徳島県に関する認知の拡大、及び来訪を促進するために実施するものである。徳島県の魅力をただ伝えるだけではなく、訴求対象を想定し実際の行動に移すことをシミュレーションした上で事業を実施することを求める。

7 業務概要

本事業では、「徳島で休んでく？」のコンセプトを軸とし、徳島の様々な魅力を広域に発信するため、以下の項目を取り入れること。なお、「徳島で休んでく？」で既に取り上げている項目を選定することも可能だが、その場合は新たな要素を付け加えて制作すること。

※「徳島で休んでく？」は次を確認すること (<https://www.awanavi.jp/tokushimadevasundeku/>)

1) プロモーション項目

A 観光（総括）

- ・観光地を始めとした観光需要喚起に資する情報の発信
- ・徳島県訪問に対する交通不安等の解消につながる情報の発信

B 自然

- ・徳島の自然に焦点を当て来訪促進につながるような魅力的な情報の発信

C 歴史・文化

- ・伝統文化の魅力を捉え来訪促進につながる情報の発信

D 食・物産

- ・徳島県の豊かな食や魅力的な特産品、工芸品に焦点を当てた情報の発信

- 2) 対象エリア
全国の都道府県が対象

8 業務内容

1) クリエイティブ制作概要

「徳島で休んでく？」のコンセプトやそれに付随するコンテンツの基調を取り入れ、7-1)

- 1) に記載した内容についてクリエイティブを制作すること。

A キービジュアル

2枚以上を基本とし、徳島の魅力やコンセプトが十分に伝わるものに仕上げること。

B グラフィック

様々な角度から徳島の魅力を捉え、10枚以上制作すること。

なお、7-1) で定めるプロモーション項目ごとに最低2枚ずつ準備すること。

C ムービー

様々な角度から徳島の魅力を捉え、10本以上制作すること。

なお、7-1) で定めるプロモーション項目ごとに最低2本ずつ準備すること。

各動画は、6秒、15秒、30秒版を作り、広告配信に耐えうるものとする。

縦型(9:16)及び横型(16:9)の動画とすること。

各動画をまとめた総集編(15秒)を最低2種類制作すること。

D 出演者等

本プロモーションの全体像を捉え、適切な人物、キャラクターを選定すること。

タレント等を活用する場合は、受託者の責任において出演交渉を行うこと。

3) 制作留意事項

- ・視聴者の心を掴むようなコンテンツに仕上げる
- ・撮影場所、時間等を工夫することとし、撮影に関する各所への調整、撮影許可等の各種手続きは、受託者において行うこと
- ・動画制作に当たっては、新規撮影を原則とする。但し、季節や天候等の都合により撮影が難しい場合等には、受託者が所有している映像や借用映像を使用することも可とする。
- ・借用映像等を使用する際の手続き等は受託者において行うこと。なお、撮影に伴う経費(施設入場料、交通費等)は全て委託料に含むものとする。
- ・音楽素材の仕様に関しては、著作権の問題が発生しないようにし、著作権等の許諾が必要な場合は、手続き等を受託者において行うこと。
- ・制作物の著作権は委託者に属するものとして、動画や素材画像については、委託者でも編集は可能とすること。
- ・出演者を起用する場合は、肖像権等の問題が発生しないものとし、権利関係の手続については受託者において行うこと。なお、タレント等を活用する場合は、広告配信開始から本業務終了までの間は広告として活用できるようにし、本業務終了から最低1年間は徳島県で制作物を自由に使用できるようにすること。

4) 広告掲出概要

徳島県の魅力を広域に伝えるため、次の媒体を活用し広告接触の回数が増えるよう、最適な配分により広告の展開を進める。対象地域については、すべての都道府県に出稿する必要はなく、予算内で最も効果的に配信できる手法・エリアを選定すること。

A テレビスポット

- a 放送内容
8－1) で制作した総集編の動画を地域特性に合わせ放映すること
- b 配信方法
各エリア放送局及びTVerによる配信

B Web 広告

- a 配信内容
8－1) で制作したコンテンツを媒体特性に応じ掛け合わせて配信すること
- b 配信媒体
 - ・Instagram、YouTube、XなどのSNS広告（必須）
 - ・Google、Yahoo!Japanなどの検索連動型広告（任意）
- c 留意事項
 - ・配信に当たってアカウントが必要な場合は、徳島県と協議をした上で最適なものを活用すること。
 - ・各広告媒体には8－1) で制作したものを使用することとするが、媒体特性に応じ、広告文、バナー、画像等の広告素材を作成すること。
 - ・広告配信開始後から毎週実績値の報告を行い、進捗管理を行うこと。

C 交通広告

- a 配信内容
8－1) で制作したコンテンツを媒体特性に応じ掛け合わせて配信すること
- b 配信媒体
OOH、DOOHの別は問わない。
- c 配信場所
特別区及び政令指定都市に該当する箇所の象徴的な位置に配架すること。
例) 羽田空港及び主要ターミナル駅、大阪駅、名古屋駅、福岡空港など

D 予算配分

今回の事業目的が達成できるよう最適な予算投下を行うこと。広告の掲出に先立ち、各媒体、配信エリアごとの予算配分、及び広告接触者数（推計含む）など成果見込みが分かる数値目標を設定した計画書を作成し徳島県の承認を得ること。

なお、全体の事業費の60パーセント以上は広告掲出に係る予算（製作費を除く）とすること。

5) LPの制作概要

- ・既に制作されているLP（<https://www.awanavi.jp/tokushimadevasundeku/>）を活用し、コンテンツを増やしていき、サイト来訪者に徳島の魅力が伝わる内容にブラッシュアップする。
- ・現在掲載しているタレントが映り込むコンテンツは、令和9年1月までが使用期限となっているため、必要に応じ延長に関する協議を実施すること。なお、当該コンテンツを使用しない場合は、代替案を提案すること。
- ・サイトへの公開は、徳島県が別で委託している「阿波ナビ」のサイト管理事業者と協議の上で進めていくこと。

6) その他のプロモーション施策

本仕様書に定める業務内容以外で、本事業の目的に合致し徳島県の魅力度向上に資する施策がある場合は、別で提案をすること。

提案に際しては、具体的な目標数値などを設定し達成できるようにすること。

9 目標設定、及び進捗報告

受託者は、各業務について運営目標のKPIを示すとともに、その達成に向けた実施計画を明らかにし、進捗を報告すること。

事業の進捗報告に関しては、週に1回、1時間程度の定例会を設定し双方で認識の齟齬が生じないように努めること。なお、必要に応じ定例会資料や議事録を提出すること。

10 効果測定

任意の方法とするが、次の内容は必ず実施すること

- ・全体の総括、各広告エリアでの分析、広告媒体ごとの分析を行うこと
- ・受託者が設定したKPIからのギャップ分析を行うこと
- ・結果を踏まえ、次年度の施策に向けた提案を織り込むこと

11 成果報告

事業終了後、令和9年3月31日までに、以下の成果品を提出すること。

- (1) 業務完了報告書 1部
- (2) 実施内容報告書(A4カラー印刷) 1部
- (3) 業務で制作した動画、画像データの電子データ一式
- (4) 業務で実施したWEBプロモーションに係る結果報告・効果検証レポートの電子データ

12 その他

- (1) 業務の実施に当たっては、県と十分協議しながら進めること
- (2) 今回の業務委託により制作される成果物の著作権（著作権法第27条、第28条に規定する権利を含む）、所有権等、その他の一切の権利は委託者に帰属するものとし、県が実施する他事業での使用を可能とすること
- (3) イラスト、写真などの素材については、受託者の責任において著作権を有する原作者等の使用許諾を取得し、業務終了後においても、県が素材を使用した場合に問題が生じた場合は、受託者の責任において処理すること。
- (4) 発注者及び受託者のいずれにもその責を帰すことのできない事由等により、本業務内容等が一部変更または中止となる場合がある。その場合においても、引き続き、受託者において必要な対応を行うこと。